

「まず96条、次は9条・国防軍創設…」こんなことは許せません！

今、平和憲法最大の危機

SAVE THE 憲法



あきる野9条の会8周年

小森陽一先生講演会

東京大学大学院教授・九条の会事務局長

□ プログラム □

2:00 開会

群読「日本国憲法九条ほか」あじさいの会ほかのみなさん

講演「SAVE THE 憲法／今、平和憲法最大の危機」小森陽一先生

4:00 閉会

会場 秋川ふれあいセンター ホール

主催 あきる野9条の会

2013年5月26日



◆耳の遠い方へ：スピーカーからの講演が聞き取りにくい方には磁気ループで聞き取りやすくする「イヤホン」を貸し出します。受付にお申し出ください。ただし12名様まで。

（秋川ふれあいセンターとリオン株式会社のご協力によるものです）

◆2つの署名へのご協力を：小さい用紙は「アピール」の賛同署名です。まだ署名していない方はご署名ください。お知り合いの方にもおすすめください。大きい用紙の「日本国憲法第96条、第9条の「改正」に反対し、平和憲法を守りましょう！」はこれから始める署名です。本日署名いただくとともにご家族お知り合いの方に勧めてください。回収は「賛同署名」用紙裏面の事務担当が事務局にご連絡ください。FAXでもいいです。

◆冊子「改訂版 今、五日市憲法草案が輝く」：私たちは都内の9条の会と五憲の会（五日市憲法草案を東京の宝に!の会）をつくり、私たちの町で発見された五日市憲法草案を学び広める活動を進めています。このたび発行された冊子の普及にも取り組んでいます。ぜひお読みください。



SAVE THE 憲法

— 今、平和憲法最大の危機！ —

小森 陽一（東京大学大学院教授 九条の会事務局長）

I 第二次安倍晋三政権の危険な本質

- ① 大企業言いなり、ナショナル・ミニマムの解体、原発推進、アメリカ従属（TPP、オスプレイ）
- ② 歴史否認と戦争責任と「慰安婦」強制の否定—教科書検定の強化
- ③ アメリカのために日本人の血を流す軍事大国化—軍事費1千億増、「防衛計画の大綱」見直し
- ④ 解釈改憲（集団的自衛権の行使容認）と明文改憲（防衛軍の保持）の両輪を進める改憲政権—「96条」で「維新」「みんな」と連係（国会議員の暴走）

II 「民意」をゆがめる憲法違反の選挙制度と間接民主主義の危機

- ① 第二次安倍政権において、改憲のための法制度はすべて整っている
- ② 政権を失った選挙より219万票減で「圧勝」した自民（小選挙区24%、比例代表15%で294議席）
- ③ 3730万票が議席に結びつかない「死票」に—56%の民意を切り捨てる選挙制度
- ④ 主権者の声が正しく「代表」されていない国会の代議制—憲法前文の思想を実践する

III 憲法違反の選挙制度を導入した政治責任と憲法問題

- ① 「小選挙区制」を導入した責任者は誰か？
- ② 歴史認識と社会的集合記憶への自覚—イメージとしての過去の危険性
- ③ 1990年から1994年までの政治過程—湾岸戦争から「55年体制」の崩壊へ
- ④ 沖縄の直接民主主義的な反基地運動から、ヤマトでも市民運動の強化へ

IV 第一次安倍政権を崩壊させた「九条の会」運動で、第二次安倍政権を押し返す

- ① 「九条の会」アピールを出した2004年は「憲法を変えた方がいい」が6割、「変えない方がいい」が2割—小泉純一郎政権のアメリカの戦争への加担
- ② 「郵政民営化」選挙で国民をだました小泉政権と自・公3分の2以上の衆院と教育基本法改悪—2005年から2006年の政治状況と「九条の会」
- ③ 草の根の運動が世論を変えた2007年の参院選—読売新聞の憲法世論調査
- ④ 第一次安倍政権の崩壊と反貧困の運動との連携、働く者の賃金を上げてこそそのデフレ脱却—労働組合運動と市民運動の連帯により多数派の世論形成

資料（日本国憲法抜粋）

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◆九条の会は下記のアピールを發表しました

九条の会のみなさんへ

2004年6月、私たちは「九条の会」を発足させ、「日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力をいまずぐはじめること」をよびかけました。これに応え、全国各地、各分野に7千を超える「九条の会」が結成され、それぞれが創意あふれる運動を展開してきました。私たちはみなさんのこの間のご努力に心から感謝し、敬意を表します。しかし私たちは今、その努力を飛躍的に強めることが求められる重大な局面を迎えています。

安倍内閣・自民党は小選挙区制という極端に民意をゆがめる選挙制度の力で得た虚構の多数を背景に、改憲に向けて暴走しはじめました。安倍首相はその入り口として憲法96条をとりあげ、現在衆参それぞれの3分の2の賛成とされている憲法改正の発議要件を過半数に緩和するとしています。これが、時々多数派のつごうで憲法を変えられる状況をつくりだし、立憲主義を破壊するものとなることは明らかです。

しかも安倍首相の真のねらいは、96条改憲を突破口に、9条改憲につきすすむことにあります。

すでに自民党は「日本国憲法改正草案」を作成し、第九条については、自衛隊を国防軍として個別的・集団的自衛権の行使やアメリカの組織する多国籍軍への参加を可能にするよう改変しています。また、軍法会議の設置や軍事秘密保護法の制定、首相による非常事態宣言の発令など、「戦争をする国」をめざした体制づくりを全面的にすすめようとしています。

同時に安倍首相は、憲法の明文改憲が実現する以前にも、憲法の解釈変更によって「憲法9条のもとでは許されない」とされてきた集団的自衛権の行使を可能とし、海外でアメリカと一体となった武力行使をおこなおうとしています。

私たちは憲法9条の精神を根本から否定する明文・解釈両面からのこうした企てを絶対に許すことはできません。そのため、全国の「九条の会」のみなさんに、あらためてつぎのことをよびかけます。

◎全国の「九条の会」は明文・解釈両面からの改憲攻撃について学習と話し合いをおこない、その成果をふまえ職場・地域の草の根から改憲反対の世論をつくり、安倍内閣や改憲勢力を包囲しましょう。

◎「九条の会」の輪をもっともっと大きくし、ゆるぎない改憲反対の多数派を形成しましょう。

◎ブロックごと、都道府県ごとの交流集会を開き、お互いの経験に学びあい励ましあいましょう。その成果をもって「全国交流・討論集会」（11月16日、於・東京）に参加しましょう。

2013年5月17日

「九条の会」よびかけ人一同

*** 憲法九条で平和を守る あきる野九条の会 ***

発行/事務局 2013年5月26日

〒197-0814 あきる野市二宮 1421-4 電話 Fax042-558-7857(前田眞敬)

〈URL〉 <http://a9akiruno.net/> 〈メール〉 info@a9akiruno.net